

グローバル人材の議論と日系国際児

— 2015年台湾調査から

武田里子 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

はじめに

2000年代に入り大学の教育改革の文脈で頻繁に使われるようになった用語の一つに「グローバル人材」がある。企業が負担すべき研修コストを外部化する口実として利用されている感は否めないが、「日本にとって必要な人材」の議論の中で抜け落ちている海外で生まれ育つ日本人結婚移住者の子どもたち（以下、日系国際児という）の存在を考える糸口としてこの用語に着目する。

第一次安倍内閣で打ち出された「アジア・ゲートウェイ構想」（2007年）は、「ヒト・モノ・カネ・文化・情報の流れにおいて日本がアジアと世界の架け橋になる」ことを目的に掲げ、最重要項目の中に留学生政策の再構築と大学の国際化を位置づけた。この構想を起点に「グローバル人材」養成がさまざまな文書の中に頻出するようになった。

ではグローバル人材とはどのような存在をいうのだろうか。関係する政策文書からは、語学力のみならず、相互理解や価値創造力、社会貢献意識などが必要な要素とされていることが分かる。例えば、産学連携によるグローバル人材育成推進会議は「産学官によるグローバル人材養成のための戦略」（2011年4月）の中で、「世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間」と表現している。

『日本再考戦略』改訂2015 — 未来への投資

生産性革命」（2015年6月30日、閣議決定）では在外教育施設における教育環境の充実について言及した。これを受けた総務省は同年8月、外務省と文部科学省に対して海外子女・帰国子女の教育環境を改善するよう勧告を行った。従前より帰国子女に対する教育上の配慮は行われてきたが、在外教育施設へと関心を広げた点が注目される。これは海外子女が増えているためである。2005年から2014年までの10年間に海外子女は5万6千人から7万7千人に増加した。日本人学校（88校）の生徒数は21,027人である。5万人を超える子どもたちはどこで学んでいるのか。国際学校に通う子どもたちもいるが、多くは現地校に通っている。その子どもたちに放課後や週末に国語や算数（数学）などの教科を教えているのが補習授業校である。その数は203校（2014年）。一定の基準を満たすと文部科学省の支援指定校の認定を受けることができる。だがそのハードルは高い。2011年～2014年に申請した43施設のうち認定されたのは6施設に留まる。

台北日本語授業校は2013年に認定された3校のうちの1つである。同校は結婚移住者が立ち上げた施設であるという点で特筆に値する。なぜなら一般的に結婚移住者と日本人会とのつながりは弱く、認定に必要な「邦人全体の総意」という条件を満たすことが難しいからである。台北日本語授業校は時間をかけて日本人会との相互信頼関係を築き、保護者全員が日本人会の会員になることを校則で定めることによってこの条件を満たした。

本稿の目的は、2015年に実施した台湾における日本人結婚移住者とその子どもたちの調査をもとに、日系国際児のもつ潜在的な可能性をグローバル人材養成の議論の中に取り込む妥当性について考察することである。

1. 日本人結婚移住者と その子どもたちの存在

グローバル人材養成が日本の国家戦略の一部だという一連の政策文書の主張に筆者も異論はない。しかしその政策対象が、外国人留学生、日本人学生、海外子女・帰国子女に留まっている点には異議がある。海外で暮らす大多数の日本人結婚移住者（特に女性）はグローバル人材を育てている実践者であり、その子どもたちは日本人父または母の親族との交流を通じて、生まれながらに日本と居住国とを結ぶ存在として成長している。

世界各国で暮らす日本人結婚移住者はどれくらいいるのだろうか。海外在留邦人数調査統計（平成27年版）によると、2014年10月1日現在の在留邦人総数は129万175人である。このなかで「長期滞在者」（3カ月以上の海外在留者のうちいずれ帰国する予定の者）は85万3687人（66%）。「永住者」（在留国等から永住権を認められ生活の本拠を海外に置く者）は43万6488人。うち女性は26万8082人（61%）である。海外在留邦人数調査は、在外公館に在留届を提出した日本国籍を持つ者の統計であるが、これを現時点で把握できる参照値として押さえておく。因みに女性の数が男性の数を上回ったのは1999年である。

グローバル人材の議論から日系国際児の存在がすっぱりと抜け落ちているのは、外国人男性と結婚した日本人女性の歴史的な位置づけに起因しているのではないだろうか。明治政府は、1873年、内外人民婚姻条規を布告し(1)国際結婚には政府の許可がいること、(2)日本人女性が外国人男性と結婚した場合には、「日本人タルノ分限」（国籍）を失うと定めた。この基本原則は1950年に新国籍法が施行されるまで77年もの間維持されてきた。東京入国管理局長であった坂中英徳の記述から、70年代の法務省内部の認識をうかがい知ることができる。「当時の入管法は、『日本人の子』と『日本人の配偶者』を正面から受け入れるという仕組みにはなっていなかった……1970年代の日本では、日本人と外国人との間に生まれた子は『法務大臣が特に在留を認める者』という特例で、入国が認められる可能性はあったが、日本人女性と結婚した外国人の入

国は認められなかった。その背景には、国際結婚をした日本人女性は、結婚相手の国へ行くべきだとの旧態依然とした考え方があった」（坂中英徳『入管戦記』講談社、2005年、pp.114-115、下線は筆者）からだ。

こうした認識は「単一民族神話」が形作られていく当時の時代背景と無関係ではないだろう。小熊英二は単一民族神話とは、「日本国家は同一の言語、文化をもつ日本民族から成立している」という国家の現状認識と、「日本列島には太古から、単一純粋な血統をもつ日本民族だけが生活してきた」という民族の歴史認識が二つそろった状態のことだと定義し、「単一民族国家」という幻想は思い出したくない過去（トラウマ）を忘れるために戦後に作られたという（『単一民族神話の起源』1995年、新曜社）。

日系国際児の存在承認の問題では、重国籍の議論を避けて通ることができない。また、この問題は日本社会のジェンダー観を再考する契機ともなる。「世界的な競争や共生」が求められているいま、二つの世界（言語）を生きる日系国際児が内在化している可能性をいかに引き出せるかは、日本社会にとって必要であるばかりでなく、世界各国との関係形成を考える上でも無視できない要素となりつつあると言えるのではないか。しかしながら、偏狭なナショナリズムから出生により重国籍になった子どもたちを含めて「偽装日本人」と名指しするような社会状況があることも踏まえた上で議論を進める（山脇康嗣「大量の『偽装日本人』が安全保障を揺るがす」『東洋経済』Online、2015年12月23日）。

2. 調査概要

筆者は2013年から韓国と台湾の結婚移住者の調査研究を行っている。その過程で多くの日本人結婚移住者とその子どもたちに出会った。1984年に国籍法が父系血統主義から父母両系血統主義に改正されたことにより、国際結婚者の海外で生まれ育つ子どもたちのほとんどは日本国籍を留保し重国籍となっている。子どもたちの多くは日本人の母または父の意識的な働きかけによって日本語も日本文化も継承しているが、その存在は日本社会からは見えにくい。また日本人結婚移住者の組織化も弱いいため、実態を把握

することも難しいのが現状である。東アジアに限ると、台湾では複数の自助組織が活動しているが、韓国には気の合った仲間同士のグループはあるものの、全国的な組織はこれまでのところ確認できていない。

本調査は、「居留問題を考える会」（会長：大成権真弓氏）、「台北日本語授業校」（代表：及川朋子氏）、「台湾継承日本語ネットワーク」（代表：服部美貴氏）の協力を得て実施した。調査目的は、日本人結婚移住者とその子どもたちの日本留学に関する意向を探ることである。協力団体を通じて質問票を配布し、「居留問題を考える会」で一旦集約してもらったものをEMS（国際スピード郵便）で筆者に転送してもらう方法をとった。調査の実施方法と概要は以下の通りである。

- 調査期間：2015年9月末～11月8日
- 調査方法：郵送法。438通配布し148通回収（回収率34%）。回答から抽出した子どもの数256名。
- 調査報告：2015年12月20日、台北市で開催された「居留問題を考える会」座談会で40名弱の参加者に調査結果を報告し意見交換を行なった。

2-1. 日本人結婚移住者の概要

図表1は回答者の世代別・性別・学歴の集計である。日本留学に関する調査であったため、学齢期の子どもをもつ30代と40代で53%を占めた。居住地は9市（台北、新北、桃園、新竹、苗栗、台中、台南、高雄、基隆）で141名（97%）、宜蘭県3名、台東県1名、その他1名、未回答2名。学歴は回答者100名のうち62

名（62%）が大卒以上で、配偶者も71%が大卒以上である。82名中58名に留学経験がある。台湾人配偶者と出会った場所は、台湾59名、日本43名、その他44名。結婚経路は、仕事38名、留学52名、知人紹介35名、その他16名である。家族形態（N=148）は118名（80%）が核家族、多世代同居は12名（8%）であった。在留資格（N=147）は、「居留外国人」34名（23%）、「永久居留外国人（永住権）」77名（52%）、「依親居留外国人」26人（17.6%）、「帰化」10名（6.8%）。なお台湾で結婚移住者が永住権を取得できるようになったのは2000年からである。

家庭内言語（N=146）は、回答者と配偶者の間では、中国語50名、日本語58名、中国語と日本語25名。子どもとの会話は、回答者119名（80%）が日本語を使い、配偶者102名が中国語を使うというように、夫婦で役割分担を行っていることがうかがわれた。こうした努力の結果が子どもたちの高い日本語力に結びついている。なお、回答者の中国語力（N=145）は、「問題なくできる」35名（24%）、「日常生活に不都合がない」64名（43%）、「ときどき困る」41名（28%）、「ほとんどできない」5名（3.4%）であった。

2-2. 日系国際児の概要

図表2は子どもの集計である。年齢は0歳から62歳、中央値は12歳。19歳以上は「成人」に分類した。国籍は227名（90%）が日本と台湾の重国籍、日本国籍のみ11名、台湾国籍のみ2名、その他9名（3つ以上の重国籍者）である。小学生から高校生までの在籍校は、現地校132名（86%）、日本人学校5名、国際学校11名、その他

図表1:回答者の世代別特徴

年代	回答者		性別		学歴		
	人数	%	男性	女性	大卒以上	短大卒	高校卒
30代	20	13.5		20	15	4	1
40代	53	35.8	1	52	32	19	1
50代	22	14.9	2	20	13	7	2
60代以上	6	4.1	2	4	2	2	2
小計	101	68.2	5	96	62	32	6
欠損値	47	31.8					
合計	148	100.0					

※性別と学歴は、未回答があるため回答者数と一致していない。

図表2:子どもの集計

世代	世代別集計		性別		国籍			
	人数	%	男性	女性	日台	日本	台湾	その他
未就学	41	16.0	20	18	37	1	0	2
小学生	89	34.6	36	46	81	5	1	2
中学生	37	14.4	19	18	33	0	0	4
高校生	25	9.7	9	14	24	0	0	0
成人	60	23.3	26	31	52	5	1	1
合計	252	98.1	110	127	227	11	2	9
欠損値	5	1.9						
合計	257	100.0						

※性別と国籍の合計は、未回答があるため世代別集計と一致していない。

図表3:世帯収入と体験入学のクロス集(N=186)

世帯収入	ある	ない
500万円以下	56(60.2%)	37(39.8%)
500万円以上	72(77.4%)	21(22.6%)

p=.077

図表4:日本留学希望のクロス表(N=151)

	未回答	ある	ない	分からない
小学生	4(4.5%)	65(73.0%)	15(16.9%)	5(5.6%)
中学生	2(5.4%)	26(70.3%)	4(10.8%)	5(13.5%)
高校生	8(32.0%)	13(52.0%)	4(16.0%)	—
合計	14(9.2%)	104(68.9%)	23(15.2%)	10(6.6%)

3名であった。日本語の学習方法 (N=130) は、日本語授業校 (補習授業校)61名、独習65名、その他4名である。現地校に通いながら毎週土曜 (2時間) に日本語授業校に通う子どもと、自宅で独習している子どもが半々という結果が得られた。いずれにしても子どもの日本語習得は日本人の母親の努力によるところが非常に大きい。

台北日本語授業校の立ち上げは2001年である。それまではもっぱら家庭学習で日本語を習得していたことになる。高校生と成人で日本語力について回答した66名の内訳は、「問題なくできる」42名 (64%)、「日常生活に不自由しない」22名 (33%)、「ほとんどできない」2名 (3%) という結果であった。4人中3人は日本語の日常会話に不自由がない。また日本語能力試験のN1 (最高クラス) 取得者は31名、N2 (学部入学に求められるレベル) : 6名、N3 : 3名であった。日本留学経験者は23名である。つまり多くは台湾国内での日本語学習を通して日本語能力試験に合格するほどの実力をつけたことになる。

子どもたちの日本語学習の動機づけに大きな役割を果たしているのが、日本の親族との交流と日本の学校での体験入学の経験である。高校生までの子どもたち187名の訪日回数聞いたところ、113名は年1回、59名は年2回、9名は3回以上

と回答した。この1年間に訪日経験なしと回答したのはわずかに6名であった。また未就学児を除く204名のうち143名 (70%) は体験入学の経験がある。体験入学を実現するには、受け入れてくれる日本の学校との交渉、子どもたちが滞在できる日本側の拠点の確保、渡航費と滞在費、短期間 (ほとんどが1カ月未満) とはいえ必要な教材をそろえるなど、保護者の経済的負担は少なくない。

図表3は世帯収入の回答があった186名について、中央値 (500万円) を基準に集計した結果である。世帯収入と体験入学の間には相関関係があり (p=.077)、17.6ポイントの開きがあった。

2-3. 日本留学の希望と現実

図表4は日本留学の希望について尋ねた結果である。学年が進むにしたがって「ある」と答える割合が減少していく。本人の希望が変化した結果であればよいが、自由記述からは保護者が費用負担の面から日本留学を選択肢から外している状況が浮かび上がってきた。

実際はどうかのだろうか。成人60名のうち日本留学経験について回答した51名の内訳は、「経験あり」19名 (37.3%)、「経験なし」32名 (62.7%) であった。経験者19名の世帯収入

は、500万円未満7名（36.8%）、500万円以上12名（63.2%）である。日本留学は本人の希望だけでなく家族の経済状況に大きく規定されていることがうかがわれる。日本留学を断念した7名のうち3名は、その理由を「経済問題」と答えた。

回答者148名のうち86名が自由記述欄に意見を寄せ、そのうちの26名は日本留学に伴う経済的懸念に言及した。その中から4名の意見を紹介する（下線は筆者）。

①高等教育機関の学費については、日本と台湾の間でかなりの差があり、また収入の面でも事情が異なるため、親として、子どもの教育資金を準備する上で、日本で学ぶのは相当ハードルが高くなっていると思います。そのあたりをカバーできるのであれば、子どもを日本で学ばせたいと考える家庭は絶対的に増えるのではないのでしょうか。複数の文化的ベースを持つ子どもたちが日本でより学びやすい機会を得られれば、優れた人材として日本に根ざすことも大いにあるでしょう。結果的に日本という国にとっても有益なのではないかと思えます（40代・女性・新北市）No.23。

②子供が誕生する前に、主人やその家族と子供の教育の場について共通の認識（日本人学校やアメリカンスクールには行かせず、現地校に少なくとも高校受験までは通わせる）をもって、小学校入学までは、日本語・英語・中国語で接して育てた。入学後、子供たちは思考回路がほぼ完璧に中国語となるため、母親や家族が家庭で日本語を積極的に学ばせない限り日本語を維持するのは難しく、留学先は英語圏を選択するに至った。奨学金制度が整っていたら、おそらく幼稚園、少なくとも小学生の時には、将来を見据え日本への留学を視野に入れたプランを立てていたかもしれない。アメリカへ高校2年から留学し、大学を終え7年間アメリカで過ごし、日本企業での2年間のインターンを終え、現在、台湾で働いている長男は改めて日本語を基礎から学び直している。アメリカの大学に在学中の長女と次女は日本からの交換留学生やアソシエーションに率先して学び、日本の文化や伝統に接している。できれば日本で学びたいと希望しているようだ。台湾に嫁いだ方々、それぞれの異なった状況と環境の中で、より広い教育の場を与えていただけると家庭教育の場も希望が持てる。母と子双方の自信につながるものと信じて

す。国際結婚者を後押しし、若い母親（日本人妻）の励みになるようなシステムが整いますようお願いしています（40代・女性・台北市）No.92。

③台湾で生まれ、台湾で育ち、一般の台湾人と全く同じ教育を受けているので日本で教育を受けるのは「留学」という認識だが、日本国籍を持っているので「留学生」ではなく「帰国子女」の扱いになり、留学試験を受ける資格さえない。奨学金も受けにくく、経済的には厳しい。日本と台湾の制度の狭間に落ちるような感覚を覚える。国際結婚家庭の子どもは生まれつき、日本ともうひとつ別の文化の中で育っており、グローバル社会を發展させたい日本には将来的に非常に有用な人材になり得る。この子どもたちへの投資とは日本の将来への投資なので、国際結婚家庭の子ども対象の奨学金をぜひ作ってほしい（50代・女性・台北市）No.97。

④台湾で普通のサラリーマンをしていると年収は日本（一般的／平均的なもの）に比べて低く、自然と留学という選択を外してしまいがちですが、奨学金ができたり、重国籍子女の日本の大学入学への門戸が今より広がれば子どもの可能性を今よりも広めることができる。それは長い目で見た際に、日本と海外の橋渡し役となれる人材が増えることなので、今後、より多くの人が関心を持ち、機会を与えてくださればと思います（30代・女性・高雄市）No.82。

台湾で暮らす日本人結婚移住者は、家庭内では台湾人配偶者と分担して日本語と中国語を使い分け、日本の親族との交流や日本の学校に体験留学させることを通じて、子どもたちの日本人としてのアイデンティティを育み、日本語や日本文化の継承を行っている。そうした努力の結果が、高校生以上の子どもたちの9割以上が日本語の会話に不自由がないと答える状況を生み出している。しかしながら日本留学を実現するためには本人の希望や努力だけでは越えられない経済問題がある。

2-4. 多様な日本人結婚移住者世帯と制度の狭間

回答者の世帯収入の中央値は500万円、5%トリム平均は462万円であるが、図表5により日本人結婚移住者世帯の状況が多岐にわたっていることを確認しておきたい。

日本政府による国費留学生制度（台湾の場合は交流協会奨学金）では、日本国籍のある日系国際児には応募資格がなく、民間の奨学金もほとんどが「留学」の在留資格を応募条件にしている。このため「帰国子女」として日本の大学に「留学／入学」した場合には、奨学金を受給できる機会はほとんど期待できないと考えなければならない。

前節で紹介した女性③が「日本と台湾の制度の狭間に落ちるような感覚を覚える」と書いているのは、日本人学生、外国人留学生、帰国子女を前提とした現行の日本の制度では、重国籍の子どもたちの存在が拒まれているように感じるという意味である。日本留学をする場合、子どもたちの選択肢は、「日本人」として一般入試を受けるか、「帰国子女」枠をもつ大学を受験するか、「留学生」として応募することになる。日本語の力がかなりあったとしても日本で教育を受けていない子どもたちが一般入試で日本人生徒と同じ基準で受験するにはハードルがかなり高い。「帰国子女」枠は限られており、また希望する学部が見つからないため留学先をアメリカに変更したとの回答もあった。

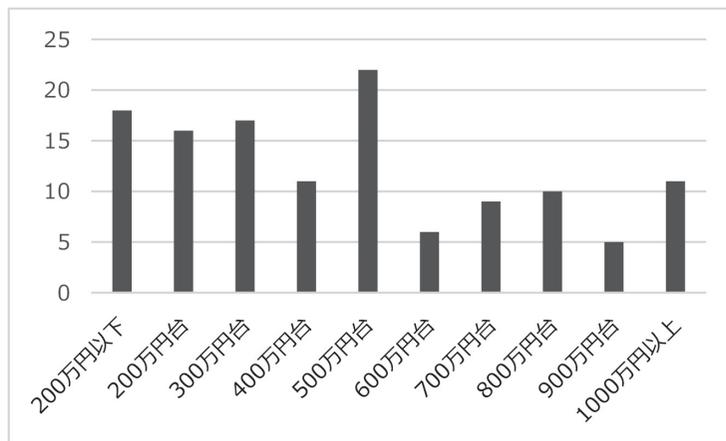
日本国籍を持っていることを伏せれば留学生として入学できる可能性はある。しかし厳密に言えば学部留学中に国籍選択を求められる22歳の誕生日を迎えるため、自分の手の届かない日本社会で子どもに何か不利益が生じることがないのかと案じる保護者の懸念は非常に大きい。これが重国籍の発生を抑制するために日本政府

が導入した国籍選択制度の狙いでもあろう。多くの親は子どもに嘘をついてはいけないと教育している。自らの存在の根幹にかかわる国籍についてあいまいにせざるを得ない状況に対して、「グレー感」のない環境を作ってやりたいという⑤（30代・女性・台南市）の思いは多くの保護者が共有している。

⑤子どもたちは高校まで台湾で、大学から日本へ留学したいと勝手に考えています。前回帰省した時、国立大学の関係者に重国籍の子が日本の入学試験を受ける時に外国人留学生として受験できるか尋ねました。担当者は、「書類上日本人とわからなければ外国人として受験できる。日本国籍を持っていても外国国籍を持っているので入学資格の取り消しはされないだろう。ただ今までに前例がないため分からない」という回答でした。子どもたちには、グレー感のある留学ではなく、きちんとしたかたちでの留学をさせたいと思っています（30代・女性・台南市）No.7。

また次の意見には建設的かつ重要な問題提起が含まれている。冒頭で総務省の調査から親の海外赴任に伴って海外で暮らす海外子女が増加し、日本人学校で学ぶ子どもたちよりも現地校に通う子どもたちの数が上回っていることを紹介した。その子どもたちが通う現地校にはかなりの確率で日系国際児が在籍している。従来の枠組みを超えて日系国際児の存在を視野に入れて海外子女・帰国子女の教育環境の改善を考え

図表5:世帯収入(N=186)



ることはできないだろうか。日本国内からの発想にとらわれていた政策立案の視点を海外で暮らす日本ルーツの人びとにも広げるならば、世界各国で暮らす日本人結婚移住者の存在は日本社会にとって重要な人的資源となることに気づく。

⑥本格的な少子化を迎え、グローバル路線は避けられないものになってきています。そのような中で、日本を離れた“日本人”が日本へ戻りにくい国であっては国益を大きく損ねます。国の内外を問わず、彼らが日本の教育を受けやすくすることは日本の国際的地位向上に大きく貢献するでしょう。おそらくこのような理念の下で設立されている日本人学校だけでは片手落ちです。人の動きを活性化してこそグローバル化が進みます。いつでも戻れるからこそ、いつでも出られるのです。もちろん世代を超えてでもです。(40代・男性・台南市)No.76。

ここまでの考察から議論の争点は重国籍をどう捉えるかに集約されていくように思われる。日本の国籍法は「国籍唯一の原則」をとっている。1984年に女子差別撤廃条約を批准するために国籍法を父系血統主義から父母両系血統主義に改正したが、その時に重国籍の防止・解消の手段として「国籍選択制度」(国籍法第14条～第16条)が新設され、また「国籍留保制度」(同法第12条)の拡張が行われた。「国籍選択制度」は、20歳に達する以前に重国籍となった者は22歳までに、20歳に達した後に重国籍となった者は重国籍となった時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならないと定めている。

3. 各国の重国籍をめぐる動きと日本

国際社会は、「20世紀半ばまで、重国籍は国家の権利や義務の衝突をもたらす原因になることから、国家の紛争原因となり、望ましくない」(立松美也子「国籍に対する国際人権条約の影響」『共立国際研究：共立女子大学国際学部紀要』30巻、2013年、p.106)とみなしていた。しかし移住労働者の増加や定住、国際結婚の増加などにより重国籍防止の原則をめぐる状況は大きく変化しつつある。「女性に対するあらゆる形態の

差別の撤廃に関する条約」(1979年)や「子どもの権利に関する条約」(1989年)などの国籍に関わる条約が批准されたこともその変化を促すことになった。

1997年、欧州評議会の閣僚委員会は「国籍に関するヨーロッパ条約」を採択し、同条約は2000年に発効した(2009年3月末現在、批准18カ国・署名10カ国)。同条約14条は出生による重国籍と婚姻による重国籍を容認することを定めている。

米国の最高裁判所は重国籍については法律上認められている資格であり、1つの国の市民権を主張することで他の国の権利を放棄したことにはならないとした。しかしながら米国政府は重国籍者の存在と米国人が他国の国籍を持つことを認めてはいるものの、そのことが原因で問題が生じることがあるとし、方針としては重国籍を支持しない立場をとっている(大山尚「重国籍と国籍唯一の原則」『立法と調査』No.295、2009年)。

韓国政府は2011年1月1日に国籍唯一の原則を改め重国籍を認める改正国籍法を施行した。男性は兵役義務の履行と韓国内で外国籍を行使しないことを誓約することで複数国籍を保持できるようになり、結婚移住者も原国籍を放棄することなく帰化できるようになった。韓国政府の重国籍容認の決断の背景にあったのは、韓国政府が必要とする人材が国外に流出することに対する危惧である(金惠京「韓国の国籍法における多文化家族の法的課題」2013『アジア太平洋討究』No.20)。重国籍の容認は、リベラル・パラドックスに対する韓国政府の一つの回答とみることができるだろう。経済政策では開放政策をとりながら、人の移動については閉鎖的政策をとろうとすると必要な人材も得られなくなる時代に入っているのだ。

台湾政府は帰化申請に原国籍の離脱を求めている。しかし日本政府は台湾国籍を取得するために日本国籍を離脱することを認めていないため、日本人については「国籍離脱不受理証明」をもって帰化申請を受理している。つまり台湾に帰化した日本人は重国籍になる。台湾調査の回答者が子どもには「グレー感」のない日本留学をさせたいと記述しているのは、日本政府が国籍選択制度をとっているからである。ではこ

の国籍選択制度はどのように捉えたらよいのだろうか。

2008年に日本弁護士連合会は「国籍選択制度に関する意見書」を発表した。その中で「人がどの国に帰属するかは個人のアイデンティティーの要素として非常に重要な一部である」とし、「異なる国籍の両親から生まれた複数国籍者がアイデンティティーとして取得した二つの国籍の一方を、法律をもって、強制的に選択させ、他方を放棄させる」現行の国籍選択制度は、「アイデンティティーの権利に対する国家による干渉にあたる」との見解を表明し、「国籍選択制度、催告制度、国籍留保制度、自ら他の国籍を取得した場合の国籍喪失制度などを含めて、複数国籍を容認する方向で、新たな国籍制度を検討すべきである」とした。ここには当然に国際結婚により重国籍となった成人も含まれる。外国籍を取得する以前に日本人としてのアイデンティティーを形成しているのが通常であるからだ。

国籍法15条では、国籍選択をしない者に対して法務大臣は書面で選択の催告を行うと規定されている。しかしながら法務省は、これまで同法に基づく催告を行ったことはないことを明らかにしている。「すなわち、我が国における国籍唯一の原則は、既に実効的ではなく、重国籍・複数国籍保持を事実上、容認している」（立松2013：p.107）状況にある。国籍選択制度には合理的な立法目的も必要性も認められないにも関わらず、法務省は改正しようとしなない。そうした状況はいたずらに該当者を威嚇し委縮させるだけだ。そのことで失う重国籍の子どもたちの可能性について想像力を働かせることが必要な時代に入っているのではないだろうか。

まとめ

日本人保護者の願いは、既存の「日本人学生」、「外国人留学生」、「帰国子女」のどれかに子どもたちを当てはめようとするのではなく、生まれながらに2つの文化を受け継いで育つ日系国際児の存在そのものを認め、父または母の国である日本社会が日系国際児に関心を寄せていることを示してほしいということである。具体的な要望としては、日系国際児向けの奨学金制

度を創設することがあがっている。この願いには重国籍を取り巻く国際環境の変化や国際人権法の観点からも妥当性がある。

課題は法制度の改正とともに、出生により重国籍となった子どもを含めて「偽装日本人」と決めつけるような日本社会の状況をいかに変化させていくかだ。ひとつはその存在を可視化させていくことであろう。本調査もその意図をもって取り組んだものである。もうひとつは海外子女と日系国際児との結びつきを意識的に形成することだ。日本を媒介にした次代を担う子どもたちのネットワークは、今後の日本と各国の関係形成を実質的に支える可能性をもつ。これによって「次世代までも視野に入れた」政策立案の方途を開くことができるようになる。

本稿では台湾調査をもとに考察を進めてきたが、日本人結婚移住者は世界各国にいる。その子どもたちは日本と親族関係でつながり、日本とは切っても切れない存在である。日系国際児は生まれた時から2つの言語(世界)を往来しながら育ち、「日本人としてのアイデンティティーを持ち」「異なる言語、文化、価値」を理解するという点で、グローバル人材に求められる要素の多くを内在化した存在である。こうした子どもたちの可能性をどのように捉えるのか。それは日本社会の側に問われている。

【付記】本調査は、平成26年～28年度科学研究費助成事業、基盤研究C、研究課題番号26380725「結婚移住と家族形成に関する日本と韓国の比較研究」（研究代表者：武田里子）の成果の一部である。